

令和2年豊富町議会第1回定例会は、豊富町議会議事堂に招集された。

1. 町長から提出された議案

- 議案第 9号 豊富町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10号 豊富町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11号 豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12号 豊富町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13号 豊富町障がい者福祉計画等策定委員会条例について
- 議案第 14号 豊富町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 16号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 17号 豊富町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18号 豊富町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19号 豊富町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20号 語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21号 豊富町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22号 令和元年度豊富町一般会計補正予算について
- 議案第 23号 令和元年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 24号 令和元年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 議案第 25号 令和元年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
- 議案第 26号 令和元年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 27号 令和元年度豊富町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 28号 令和元年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 29号 令和元年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 30号 令和2年度豊富町一般会計予算について
- 議案第 31号 令和2年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 32号 令和2年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 33号 令和2年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
- 議案第 34号 令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 35号 令和2年度豊富町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 36号 令和2年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 37号 令和2年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 38号 令和2年度豊富町ガス事業会計予算について
- 議案第 39号 権利の放棄について
- 議案第 40号 権利の放棄について

議案第 41号 普通財産貸付料の減免について

議案第 42号 令和元年度豊富町一般会計補正予算について

## 2. 議員より提出された議案

陳情第 1号 サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について

決議案第 1号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

意見案第 1号 厚労省発表「病院再編統合」に関する意見書について

## 3. 議事日程

議事日程 第1号 3月9日(月) 午前10時開議

日程 1. 会議録署名議員の指名

日程 2. 会期の決定

日程 3. 町長の一般行政報告及び令和2年度町政執行方針

日程 4. 教育長の令和2年度教育行政執行方針

日程 5. 一般質問

日程 6. 陳情第 1号 サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について

日程 7. 町長の提出議案の理由の説明

日程 8. 議案第 9号 豊富町課設置条例の一部を改正する条例について

日程 9. 議案第 10号 豊富町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

日程 10. 議案第 11号 豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程 11. 議案第 12号 豊富町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程 12. 議案第 13号 豊富町障がい者福祉計画等策定委員会条例について

日程 13. 議案第 14号 豊富町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例について

日程 14. 議案第 15号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程 15. 議案第 16号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程 16. 議案第 17号 豊富町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程 17. 議案第 18号 豊富町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程 18. 議案第 19号 豊富町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程 19. 議案第 20号 語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程 20. 議案第 21号 豊富町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例について

日程 21. 議案第 22号 令和元年度豊富町一般会計補正予算について

日程 22. 議案第 23号 令和元年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について

日程 23. 議案第 24号 令和元年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

日程 24. 議案第 25号 令和元年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について

日程 25. 議案第 26号 令和元年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程 26. 議案第 27号 令和元年度豊富町下水道事業特別会計補正予算について

- 日程27. 議案第 28号 令和元年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程28. 議案第 29号 令和元年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 日程29. 議案第 30号 令和2年度豊富町一般会計予算について
- 日程30. 議案第 31号 令和2年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程31. 議案第 32号 令和2年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程32. 議案第 33号 令和2年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
- 日程33. 議案第 34号 令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程34. 議案第 35号 令和2年度豊富町下水道事業特別会計予算について
- 日程35. 議案第 36号 令和2年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
- 日程36. 議案第 37号 令和2年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程37. 議案第 38号 令和2年度豊富町ガス事業会計予算について
- 日程38. 議案第 39号 権利の放棄について
- 日程39. 議案第 40号 権利の放棄について

4. 出席議員（9名）

議 長	1番	千	葉	久	君
	2番	水	戸	部	正 博 君
	3番	竹	中	隆	浩 君
	4番	小	笠	原	照 美 君
	5番	佐	々	木	誠 君
	6番	佐	々	木	政 義 君
	7番	前	田	孝	一 君
	9番	鎌	倉	和	雄 君
副 議 長	10番	大	島	憲	昭 君

5. 欠席議員（1名）

8番	多	々	良	勝	君
----	---	---	---	---	---

6. 出席説明員

町 長	河	田	誠	一	君
副 町 長	小	泉	幸	一	君
総務課長兼保健推進課長	山	田	和	孝	君
建設課長	能	登	屋	将	宏 君
町民課長	鈴	木		充	君
農林水産課長	西	村		忠	君
農業委員会事務局長	泉		敬	人	君
商工観光課長	山	内	英	夫	君

会計管理者	佐藤利行君
診療所事務長	皆戸朋生君
保育園々長	福島剛君
教育長	岡本誠也君
教育次長	清水日出晃君

#### 7. 出席議会事務局職員

局長	佐藤光昭君
書記	永野雪君

議事経過は、次のとおり

(午前10時00分 開議)

(ペ ル)

#### ▶ 議長(千葉久君)

おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、本日をもって招集されました本年第1回定例町議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の署名議員は9番、鎌倉議員、10番、大島議員をお願いいたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、3月2日、議会運営委員会において協議検討の結果、本9日より13日までの5日間とすることに意見の一致を見ております。

会期は5日間とすることにご異議ございませんか。(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は5日間に決定されました。

次に、議長の諸般の報告であります。一般事項につきましては、別紙配付の報告書のとおりであります。

議長が出席した諸会議等について、これより報告をいたします。

令和元年12月の第4回定例議会後における議長の諸般の報告であります。概要につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。主な件についてご報告申し上げます。

1月20日、稚内市で宗谷町村議会議長会定期総会が開催されました。主な協議内容につきましては、平成30年度の決算の認定と、令和2年度予算の審議で原案どおり可決されております。なお、今年度の管内議員研修会は5月27日、浜頓別町において、また、全道の議員研修会は7月2日に札幌市において開催されることが決定しております。

以上で私の報告を終わります。なお、議長会の資料につきましては、事務局の方に保管してありますので、ご自由にご覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

日程3、町長の一般行政報告及び令和2年度町政執行方針に入ります。河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

行政報告をさせていただきます。

はじめに、昨年末に中国で発生した新型コロナウイルス対策につきまして報告を申し上げます。

連日、テレビ、新聞等で報道され、北海道内においても日々感染が拡大をしており、2月28日には、北海道知事が新型コロナウイルス非常事態宣言を行ったところであり、本町においては、2月18日から3月2日までに緊急対策会議を4度開催しながら、町民の皆さんへチラシ、回覧、ホームページ及びフェイスブック等により注意喚起を行うとともに、職員等へのマスク着用をはじめ、各施設等入口への消毒薬の設置及び確保に向け執り進めてきたところであり、

今後、さらに拡大も予想されることから、国、北海道などからの情報を注視し、町民の皆さんへのタイムリーな情報提供とともに、関係機関等と連携を図り、予防対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、令和2年2月20日に開催されました第1回西天北五町衛生施設組合議会定例会について報告をいたします。本会議に先立ち、全員協議会が行われ、平成31年度各町負担金額の変更について、平成31年度及び令和2年度の2ヶ年で実施している使用済み紙おむつ燃料化事業に係る循環型社会形成推進交付金について、北海道より交付金の算定にあたって、支払い額ではなく出来高で申請するよう指示があり、交付金を算定し直したところ、交付金総額は変更とならないけれども、平成31年度が増額となることから、各町負担金を減額することについて説明を受けて了承をいたしました。

また、循環型社会形成推進交付金の一部返還については、平成29年度に実施した最終処分場の嵩上げ工事に関し、昨年行われた会計実施検査において、交付金の算出にあたり指摘を受け、過大に受けた交付金24万5,000円の返還を補正予算により対応することについて説明を受け了承をいたしております。本会議では、平成31年度一般会計予算の1月末の執行状況のほか、本年度事業の進捗状況の報告があり、資源物売払状況について取扱量は若干増加しているものの、金属類の単価の低下により、売払額が減少していることなどの報告を受けております。

次に、議案第1号として、西天北五町衛生施設組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について原案どおり可決。次に、議案第2号として、西天北五町衛生施設組合パートタイム会計年度任用職員の報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について原案どおり可決をしております。次に議案第3号として334万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ10億288万1,000円とする平成31年度一般会計補正予算を原案どおり可決。次に、議案第4号として令和2年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ10億2,318万9,000円、対前年比2,365万2,000円増の計上額で、原案どおり可決をしております。

次に、本年度各会計に計上されてます、請負工事の発注状況についてご報告をいたします。令和元年度における各会計の工事請負費の予算総額は9億3,111万6,000円でございます。2月末現在での契約件数は59件、6億7,264万9,100円で予算額に対して72.24%の発注率となっておりますが、工事の発注につきましては、繰越事業を除き全て完了をしております。

次に12月定例会以降の主な出張用務について申し上げます。

1月17日に札幌市で開催された5G利活用トップセミナーに出席して5Gの利用促進、その利点とローカル5G導入についての説明を受けております。2月26日に札幌市において株式会社カムリッチフーズと宗谷町村会との包括連携協議が開催され、平成30年3月に協定を締結してから2年が経過するため、協定の推進状況や今後の連携プランなどについて協議を行ってまいりました。

以上で行政報告を終わります。

続きまして、執行方針に入りたいと思います。

令和2年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する私の所信と施策の大要について申し上げます。

昨年4月21日の町長選挙におきまして、町民皆様の温かいご支援を賜り、町政を担うこととなりましたが、本町を取り巻く環境は、地域経済の低迷や、人口減少、少子高齢化など大変厳しい状況にあります。こうした厳しい状況ではありますが、町民の皆様が笑顔で健康に暮らせるまち、子どもたちが健やかに育つまち、小さくても活気のあるまちを目指し、以下の具体的施策に取り組んでまいります。

はじめに、行財政改革の推進について申し上げます。行財政改革については、事務事業や組織機構などを見直しを行い、スピード感を持った事務事業の遂行に努めてまいります。

次に、まちづくりの推進について申し上げます。町民皆様方や町議会のご意見等をいただきながら、さまざまな施策に取り組んでまいります。また自主的なまちづくり活動やNPO活動等への支援強化を推進してまいります。

次に、町民の皆様との対話によるまちづくりを進めるための懇談会について申し上げます。より多くの町民の皆様や団体等のご意見を聞かせていただくため、定期的な懇談会を開催し、行政と町民の皆様との情報共有を図れるよう努めてまいります。

次に、財政について申し上げます。依然として、地域経済が厳しい状況の中、地方交付税などの減収が見込まれ、引き続き町財政は厳しい状況にあります。自主財源のさらなる確保に努めるとともに、地域経済の状況にも十分配慮し、継続的な自立の自治体運営が図られるよう、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。引き続き、防災計画の見直しやハザードマップの作成などを行い、福祉関係者、民生委員、消防関係団体等との連携をさらに進めるとともに、ハザードマップなどの説明会や、定期的な避難訓練などの実施に取り組んでまいります。

次に、消防関係について申し上げます。自然災害をはじめ、多種多様化する災害に対応するため、消防体制の連携強化をさらに進め、救急業務の高度化や、地域防災の中核を担う消防団をはじめ、関係機関との連携を図り、火災予防啓発に努め、火災災害に強いまちづくりを目指してまいります。

次に、安心安全な地域づくりについて申し上げます。犯罪被害の防止を図るため、防犯ステーションの指定や、青色回転灯を積載した車両による巡回防犯パトロールの実施など、関係機関、団体と連携し、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでまいります。空家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、所有者責任を基本とし防犯や衛生、景観の保全のため、空家等の適切な管理と利活用の促進を図ります。

次に、交通安全対策について申し上げます。交通事故死ゼロ1,000日を目標に、関係機関、団体と連携、協力し、交通安全意識の普及、浸透に努め、正しい交通ルールの遵守、実践を促し、交通事故防止に努めてまいります。

次に、住民福祉の安定と向上について申し上げます。町民の皆さんが生涯にわたり健康で安心して暮らせるバリアのない希望の持てる福祉社会の実現を目指してまいります。また、障がい者が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援等各種事業を充実するため、関係団体との連携強化を図ってまいります。

次に、子ども子育てについて申し上げます。次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう役場庁舎内に、新たにこども係を設置し、子育てに関する手続きや相談などを行い、子育てにおける不安軽減などの支援に努めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。常設保育園につきましては、地域に開かれた保育施設として、子どもたち一人ひとりの個性と健全な心身の発達に沿った保育に努めてまいります。また、地域の方々との交流事業、地域子育て支援センター事業では、子育て相談など保育園に通園していないお子さんと保護者の交流拠点となるよう、一層の充実を図ってまいります。また、幼児の発育助長に努める母子通園センター事業や心身の発達に不安がある幼児や家族に対し、専門の指導員による療育指導を行う早期療育通園センター事業を継続してまいります。

次に、ごみ処理対策につきましては、西天北五町衛生施設組合と連携を図りながら、ごみの減量化、再資源化を推進してまいります。

次に、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。地域社会における少子高齢化は、本町においても大きな課題となっております。町民の健康保持増進については、各種健康診査の受診勧奨を行い、成人病の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めてまいります。また、各種がん検診事業を継続して行うとともに、予防接種事業をはじめ、各種制度の周知と勧奨を推進し、町民の皆様の健康づくりの支援に取り組んでまいります。さらに、健康教育や保健指導の充実を図り、健康に対する自己管理意識の普及に努めるとともに、妊婦健診交通費助成や不妊・不育症治療費助成を継続してまいります。また、高齢者の生活や生きがい活動などの支援につきましては、豊富町高齢者

保健福祉計画第7期介護保険事業計画を基本に、多様化する高齢者の生活実態に対応する支援の充実を図るとともに、介護予防や安否確認などの生活支援事業に取り組んでまいります。また、令和2年度は第8期介護保険事業計画の策定年度となっており、地域状況やニーズに合った計画策定を行ってまいります。また、全国的にも不足する老人福祉施設の介護人材の確保のため、町として、外国人介護福祉人材育成支援協議会に、加入し、本町にある老人福祉施設の介護人材確保のため、外国人介護福祉士の養成に対し支援を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業では、平成30年度より、国民健康保険法等の一部が改正され、都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村とともに国保の共同保険者として、執り進めているところでありますが、引き続き医療費の適正化など、関係機関と連携を図り、国保を将来にわたって安定的に運営できるよう努めてまいります。後期高齢者医療事業につきましても、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、診療所の運営について申し上げます。昨年、2名の常勤医師の着任をいただき、その温かい人柄と真摯な対応、丁寧な診療から数多くの町民の皆さんが、本町の診療所に戻りつつあります。今後も、医師の安定した確保、定着を図るためには、住環境や職場環境の整備なども必要であると考え、昨年度に続き、本年度も老朽化した医師住宅の改築事業を執り進めてまいります。また、医師の専門性を活かすため、内視鏡システムや超音波診断装置などの医療機器の更新を図り、確定診断等の医療の質を高めながら、地域の医療機関としての役割を果たすことが重要であると考えております。今後は、町民目線からの外来環境、療養環境の改善を図りながら、地域の皆様から信頼される診療所を目指してまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。本町の酪農業は、基幹産業として重要な役割を果たしており、そのため、これを支える良質な自給粗飼料の確保や安全安心の農畜産物の供給を図るため、各種農業農村整備事業を計画的に執り進めてまいります。また、畜産クラスター事業等の活用を推進し、JAや既存組織との連携はもちろんのこと、就農意欲の向上を図るため、豊富ブランドである豊富牛乳の生産力アップと酪農のバックアップ体制の確立に努めてまいります。本年度から新たな対策として、45歳以上の後継者のいない農業経営者に対して、少しでも長く営農を続けていただけるよう、施設の改修や、省力化設備の導入に対し、一定の支援を行い、農家戸数、生産乳量の確保に努めてまいります。

次に、林業振興について申し上げます。本町面積の約5割を占める森林については、森林資源の循環システムを未来に引き継ぐ計画的な森林施業を実施してまいります。森林所有者に対しては、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な森林整備の推進と資源の増大を図るため、森林組合と連携して、森林施業の集約化を進めるため、各種路網整備事業等を実施してまいります。

次に、漁業振興につきましては、水産資源の回復と生産の増大を図るため、引き続きホッキ母貝やヒラメの放流事業、カシパン駆除に取り組んでまいります。また、本町の水産業においても、担い手不足が深刻化しており、地元漁業者をはじめ、稚内漁協など関係機関と担い手対策の協議を進めるとともに、本年度より新たな対策として、少しでも長く操業を続けていただくために、漁船や設備などの導入に対し、一定の支援を行い、漁家戸数、漁獲量の確保に努めてまいります。

次に、労働対策でございますが、近年、全国的な労働者不足は本町においても、同様な傾向が見られ、各事業所においても人手確保が大きな課題となっております。そのため、1人でも多くの雇用が図られるよう、地域の特色を生かした産業の創出や人材の育成など関係機関とも連携し、労働力の確保と雇用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。豊富町商工会を基軸に、民間活力の結集と商店街活動に努力していただいている中、これらの自助努力に対し、平成28年4月に制定いたしました豊富町商工業活性化事業条例の一部改正を行うなど、今後も補助金を積極的に活用いただけるよう努めてまいります。また、資金融資保証料や利子補給を継続して行い、商工業の活性化に努めてまいります。

次に、観光振興と自然エネルギーの有効活用についてであります。本町の豊かな自然環境と豊富な資源は、町民の皆様と関係機関等の努力により育まれてまいりましたが、今後も、サロベツ湿原の保全と再生を促進し、自然再生事業と連携した取り組みの拡充を目指してまいります。また、豊富温泉の振興につきましては、豊富温泉の効能を全国に発信し、より多くの湯治客を迎えることのできる温泉地として、積極的に振興を図ってまいります。特にその中心施設であるふれあいセンターは、道内で唯一の温泉利用型健康増進施設であることから、町民の皆

様も湯治客の皆様も、温泉を利用した健康づくりなどができる場となるよう検討を進めてまいります。天然ガス事業につきましては、1日約1万㎡を生産しており、国内でも大変珍しい天然ガスエネルギーでありますので、豊富鉱山の管理に万全を期すとともに、天然ガスの有効活用を進めてまいります。特に、北海道ガス様等の協力をいただきながら、昨年、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業の認定を北海道よりいただいております。温泉地区内において、未利用天然ガスを活用し、ガスコージェネレーションシステムで発電を行うことで、排出炭素量削減、災害時の電力供給による災害対策の強化、地域内エネルギーの循環を目指し、検討を進めてまいります。また、現在町内で計画が進んでおります風力発電や修徳地区蓄電池設備事業等との連携を密にし、町内経済の活性化につなげられるよう努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。本町と稚内間の一般国道40号については、防雪柵の設置や、冬季間の安全な交通が確保されるよう要望しており、結果、計画的な整備が進められております。また、幌延、天塩間の一般国道40号線天塩防災工事をはじめとする北海道縦貫自動車道の早期完成とともに、関連する道道の整備促進も含め、引き続き各種期成会と連携し、関係機関等に要望をしております。

一方、生活道路、町道のことですけれども、整備については、豊富町第5次まちづくり計画に基づき、整備を進めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の長寿命化を図っております。また道路や構造物の計画的補修を実施するため、道路施設状況調査を実施し、地域道路網の安全性、信頼性を確保してまいりたいと考えております。また、冬季除雪につきましては、就労者の冬期雇用の確保を図るとともに、交通車輛の安全で快適な走行と歩行者の安全確保のため、除雪車輛の更新を進めてまいります。

次に、公営住宅等の整備でございます。公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修整備等を進めながら、維持保全に努めてまいります。また、単身者向け住宅のニーズが高まっておりますので、民間での単身者住宅建設の動きもあることから、全体的な需要と供給の状況を見ながら、町単費住宅の供給については検討してまいりたいと考えております。一方、戸建住宅の対策として、住宅リフォームやサロベツ住宅の普及、一般住宅への新築についても継続した助成を行い、地域に住み続けられる住環境の整備を促進してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。町内における簡易水道事業は、近年、水道施設の老朽化や、水位低下による取水量の低下、機器の故障が多くなっている状況であります。恒常的に安定的な給水を確保するため、新たな水源の確保を行っておりますが、さらなる調査など、施設の更新や耐震化に向けた整備が必要となっております。現在計画的に、ポンプ場施設や管路の更新事業を進めておりますが、今後も、経年劣化が進行している管路やポンプ場施設の更新を計画的、効率的に進めるために、水道料金の見直しも視野に入れ、検討を行う必要があると考えております。今後とも、健全な水道事業会計を維持し、安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。下水道終末処理場の適切な維持管理運営を図るための調査を実施しており、今後はストックマネジメント基本計画により、施設の適切な維持管理、健全な事業運営に努めてまいります。また、下水道使用料の見直しも視野に入れ、中長期を見通した収入確保と支出削減に関する方策等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の管理運営等について申し上げます。昨今の厳しい財政状況の中で、人口減少や公共施設の老朽化等により、公共施設の適正な管理運営が求められていることから、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な施設の更新、統廃合、修繕、長寿命化改修など、計画的に執り進め、公共施設等の適正な管理運営を行ってまいりたいと考えております。以上、今後の町政に臨む私の所信と施策の概要を申し上げますが、これらの施策の実現のためには、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力が必要でございますので、一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。令和2年度町政執行方針といたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

以上で、町長の一般行政報告及び令和2年度町政執行方針を終わります。

日程4、教育長の令和2年度教育行政執行方針に入ります。岡本教育長！

▶ 教育長（岡本 誠也 君）

それでは、令和2年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管する教育行政執行の主要な方針について申し上げます。



なお、この度の執行方針は、第5次豊富町まちづくり計画、豊富町教育大綱、豊富町教育推進計画により、重点施策を抜粋し述べさせていただきます。詳しくはお配りしました、豊富町教育推進計画案をご覧くださいませようようお願い申し上げます。

さて、平成から令和へと新しい時代を迎え、少子高齢化や高度情報化などの技術革新、また、新学習指導要領に伴う教育改革など、経済的なグローバル化が一層進展し、新たな時代を歩みだしていかなければなりません。

このように社会環境が目まぐるしく変化する中、未来を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子どもたちであり、子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持ち、自らの可能性に向けて挑戦しながら、よりよい豊かな心と社会の創り手となる、生きる力を身につけることが重要であります。

このような中で、第5次豊富町まちづくり計画での、子どもたちがまちに誇りを持ち、地域ぐるみで健やかに育つ、環境づくりを進めるとともに、町民一人ひとりがいつでも学び、生涯にわたって心豊かに活動できるまちを目指すとともに、豊富町教育推進計画での、期待と信頼による学校づくりの推進、社会で生きる確かな学力、資質、能力の育成、特別支援教育の充実、主体的に考え判断する豊かな心の育成、人生の基盤となる健やかな体の育成、学びを活かす教育環境づくりの推進、未来の豊富をつくる人づくり、地域文化の創造の7つの基本目標により、本町の教育振興に向け総力を挙げて取り組んでまいります。

この中で、今年度もっとも重要とされる項目について述べさせていただきます。

期待と信頼による学校づくりの推進でございますが、教職員の多忙化が依然として解消されない状況であり、働き方改革アクションプランにより、業務改善を進めてまいります。そのためには、以前より導入しております、公務支援システムのさらなる有効活用、豊富小学校による2学期制の導入、幌延町との連携による、小学校体育エキスパート教員の活用を実施してまいります。また、地域の人材を活用した、部活動の外部指導者の発掘などにより、教職員が子どもと向き合う時間の確保を推進してまいります。

兜沼小中学校につきましては、小規模特認校を推進し、地域の特色や小規模校の特色を生かした学校経営に努めてまいります。

次に、社会で生きる確かな学力、資質、能力の育成について申し上げます。学力向上に向けた取り組みとして、北星学園大学の学生や、教師を目指す高校生の協力を得て、基礎的な学習内容を定着させ、教え合う、学び合う、学びの心を育む学びの教室を推進するなど、また、地域人材や長期滞在する湯治の方々の協力を得ながら、学習塾の新設など学習環境を整備してまいります。

学校教育においては、国が進めるギガスクール構想により、児童生徒1人1台の通信端末環境が求められ、当町においても、公立学校情報機器整備費補助事業を活用した整備を行い、これから本格的になるICTを活用したプログラミング学習の充実を図ってまいります。さらに、小学校における外国語や、外国語活動の導入によるALTとの協働学習を推進してまいります。

次に、人生の基盤となる健やかな体の育成について申し上げます。

小学校において、体育授業改善や運動意欲の向上に向けて体育エキスパート教員による巡回指導の実施や小中高生及び65歳以上の体育施設の利用料の免除により、施設の利用率を上げるとともに、体力向上を図ってまいります。

次に、学びを活かす教育環境づくりの推進について申し上げます。登下校時の安全対策として、町内通学路を重点に4カ所の防犯カメラを設置いたします。なお、国道沿いに関しては、隣接する商店等に協力を求め、町補助も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。また、児童生徒数の減少に伴い、高校の小規模化や再編成が進む中、生徒目線での魅力ある学校づくりと間口対策の一環として、通学費の助成や各種検定料の助成、修学資金の貸付けや、今年度新たに、豊富町に住所を有する入学生の保護者に制服、上靴、指定ジャージの助成を行います。

豊富町において、小学校、中学校、高校と、きめ細やかな小人数教育を実践し、未来を創り出す人材の育成のための教育環境づくりを推進してまいります。子どもは全てかけがえのない地域の財産であります。本町が継続して発展していくには、経済や産業と地域を支える人づくりが重要であり、地域産業の担い手の育成と確保、さらには、地域活動や文化活動を支える人づくりに向けた取り組みを展開するために、引き続き、家庭、学校、地域、行政が相互に連携し、町民自らが主体的に学べる生涯学習社会の構築に努めてまいります。

以上、令和2年度豊富町教育行政に関する主要な方針について申し上げます。教育委員会といたしましては、全ての子どもが夢の実現に

向けて力強く成長できるよう、学校をはじめとする教育環境の充実に向けて全力で取り組んでまいります。

町民皆様はじめ町議会の皆様には、特段のご支援ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和2年度教育行政執行方針といたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

以上で教育長の令和2年度教育行政執行方針を終わります。

日程5、一般質問に入ります。

質問通告者は、別紙配付のとおりであります。

通告順序に従い、発言を許可いたします。

5番、佐々木誠議員！

▶ 5番（佐々木 誠 君）

おはようございます。

5番、佐々木誠です。

私からは、災害発生時の断水対策について質問します。

平成30年9月6日に起こった震度7の地震により発生した全道的なブラックアウトは、本町農業、特に搾乳に甚大な被害をもたらしました。これを教訓に、本町酪農家では各種補助金、自己資金などを活用し、約9割の酪農家が自家発電装置を整備し大規模な停電に対する対策を完了したと聞いております。

そこで、今後懸念されるのが災害時における営農用水の断水であります。牛は搾乳牛で毎日90ℓ、育成牛で45ℓを必要とし、50頭規模の農家で1日あたり7、8tの飲用水が必要で洗浄用水と合計で8から9tの水が必要とされております。

もし、災害等で断水になった場合、生乳の生産に多大な影響を及ぼすこととなりますので、緊急の場合の用水の確保方法、運送方法、給水方法などを、町、JA、酪農家が一体となり検討しておく必要があると考えますが、町長の見解を伺います。以上です。

▶ 議長（千葉 久 君）

河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

佐々木誠議員の災害発生時の断水対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、災害時も含め、常に飲用水等の確保は重要であると認識をしているところであります。

水道施設の対策については、水道施設に設置している非常用自家発電機のうち、5機が25年以上経過をしており、国の事業を活用し、来年度より計画的に更新整備を進めることとしており、配水本管についても国庫補助事業を活用し、耐震管を採用した更新事業を計画的に実施しているところであります。また、東部地区については、施設全体が老朽化しているため、道営営農用水事業を活用し、令和2年度から3年度で調査、令和4年度から更新事業を予定しているところであります。

さらに、本町地区取水施設につきましては、余剰水量が少ないため、今年度に水源調査を実施し、来年度予算にて試験井戸のさく井を行い、水質の結果によりますが、令和3年度から4年度で新たな取水施設の整備を予定しており、今後も災害に強い施設整備に努めてまいりたいと考えております。

また、緊急時における用水の確保につきましては、自衛隊や開発局との災害連携、日本水道協会北海道支部との災害協定、天塩国会議における西天北五町の協定等により、給水車などを派遣できるよう、協定書を締結しておりますし、さらに、町内の民間事業者との、協定締結を

進めてまいりたいと考えております。今後も各事業者へ供給する場合の設計指針である水道施設設計指針を基に、災害や事故による断水時にも一定の給水が確保できるよう、ＪＡ、農家等とも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

▶ 議長（千葉 久 君）

佐々木誠議員再質問ありますか？（「ありません」の声あり）

5番、佐々木誠議員の質問が終わりました。

続きまして3番、竹中議員！

▶ 3番（竹中 隆浩 君）

おはようございます。

3番、竹中隆浩です。

町長に、公務員の副業について質問します。

地方公務員法で原則禁止されている職員の副業ですが、市町村長が認めれば副業を行えるとなっています。総務省も公務員の副業を促進していますが、北海道鹿部町は2019年11月から道内で初めて解禁しています。基幹産業の人手不足や地域の課題に直接触れ、その経験を業務に生かせたり、地域活性化にもつながると思います。本町の人手不足解消のためにも行うべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上です。

▶ 議長（千葉 久 君）

河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

竹中議員の公務員の副業についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、近年、労働者不足を背景に、全国的にも地方公務員の兼業に対する注目が集まっていることは、私も認識をしているところであります。この兼業に関しましては、総務省の統計によりますと、2018年の許可件数は全国で4万件を上回り、社会における地方公務員の兼業に対する期待に応えるべく、職場環境の整備を進めている地方公共団体も数多くなっている状況であります。地方公務員の営利企業への従事につきましては、地方公務員法第38条第1項の規定により、任命権者が許可した場合に限り従事が可能とされております。その具体的な許可基準につきましては、兼業による心身の著しい疲弊のため、職務の効率に悪影響を与えないよう職務の能率確保をすること、兼業先と利害関係がないよう職務の公正確保をすること、公務員の信用を損ねないよう職員の品位保持をすることを通達した、総務省通知など以外には特に明確化されていないため、本町における消防団員活動など兼業を認めている状況や、他の地方公共団体の取り組み事例なども踏まえながら、法令整備や職場環境整備の検討を図り、進めてまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

▶ 議長（千葉 久 君）

竹中議員、再質問ありますか？（「ありません」の声あり）

3番、竹中議員の質問が終わりました。

6番、佐々木政義議員！

▶ 6番（佐々木 政義 君）

おはようございます。

6番、佐々木政義です。

私から小学校で必修化となるプログラミング教育についてご質問をさせていただきます。

文部科学省では、学校教育分野、社会教育分野における、情報化推進のためさまざまな取り組みを実施しておりますが、来年度から小学校でプログラミング教育が必修化されるとのことですが、全学年が対象となるのか、必修科目となるのかなど、授業の取り組み内容などを伺いたいと思います。

また、指導において学年の担任の先生が教えるのか、プログラミング専門の人が来て教えるのかなどの指導体制はどのようになっているのか教育長に伺いたいと思います。以上です。

▶ 議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

▶ 教育長（岡本 誠也 君）

それでは、佐々木政義議員の小学校で必修化となるプログラミング教育についてお答えいたします。

令和2年度より新学習指導要領の改正に伴い、プログラミング教育が必修化となりますが、これは新たにプログラミングという科目ができるのではなく、今までの教科学習の中でのプログラミング的思考を育むこと、プログラムのはたらきや良さ、情報社会がコンピューター等の情報技術によって、支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等を上手に活用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、各教科等の内容を指導する中で、各教科等での学びをより確実なものにするための3項目が示されております。このように実際プログラミングそのものを行うことを目的とされてはおりません。

また指導例として、主として3年生以上を対象に音楽での音楽づくり、4年生においては社会での都道府県の名称と位置、5年生では算数での図形の作図、6年生では理科での電気の性質やはたらきなどを考えております。現在、実施に向け各学校で指導計画を策定中でございます。

また、指導する教員につきましては、学年担任が行うこととしておりますが、専門員の指導員等につきましては、今後加配による要望を進めますが、現時点において本町での配置の予定はございません。今後、プログラミング教育も含めICT環境整備を推進してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

▶ 議長（千葉 久 君）

佐々木政義議員、再質問ありますか？（「ありません」の声あり）

6番、佐々木政義議員の質問が終わりました。

4番、小笠原議員！

▶ 4番（小笠原 照美 君）

4番、小笠原照美です。

廃校施設の活用についてお伺いいたします。

少子化の進行や大都市部への人口の流出等によって、全国で廃校となる学校施設が毎年増加している現状にあり、廃校施設の7割が再活用

されております。豊富町においても2校が活用の用途が決まっておりません。近年は広い敷地と大型施設の特徴を活かして、民間事業者の工房や作業場として再利用する事例も増えております。

また、社会的養護を必要とする児童の増加に伴い、児童養護施設もこれからは、小規模化やグループホームのような地域分散化が進められていくことを考えますと、廃校施設を児童養護施設として再活用できる可能性はあるかと考えます。

地域住民に親しまれた施設を再利用することは、地域内外の交流を生み、雇用も創出、コミュニティの維持につながるなど、地域経済を活性化させる重要な拠点になると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

▶ 議長（千葉 久 君）

河田町長！

▶ 町長（河田 誠一 君）

小笠原議員の廃校施設の活用についてお答えをいたします。

全国的に少子高齢化による児童生徒の減少や、市町村合併などに伴い、廃校となった施設の有効利用が国より求められている中で、インターネットを利用した売払や公募により、アトリエなどとして、利活用を図っている自治体もありますが、遊休施設として利用されないまま残されている施設も多く存在をしております。

本町においても、昭和51年に校舎及び体育館、平成元年に新校舎が増築され、平成21年3月末で廃校となった庄内小中学校と、昭和48年に校舎、昭和56年に校舎の増築及び体育館が建築され、平成22年3月末に廃校となった稚咲内小学校が存在をしております。現在、両施設とも利用頻度は低いものの、陶芸教室や育児サークル活動、地域行事などに使用されております。

今後さらに、地区をはじめ関係の皆さんと利活用の協議を進めるとともに、町のホームページやフェイスブック等を通じて、広く利用を募ることも必要であると考えております。また、多目的な視点からどのような活用が地域経済等にとっても有効なのか、議員ご指摘のあった活用方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

▶ 議長（千葉 久 君）

小笠原議員、再質問ありますか？（「ありません」の声あり）

4番、小笠原議員の質問が終わりました。

以上で通告者の質問は終わりました。

一般質問はこれをもって終結いたします。

日程6、陳情第1号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情についてを議題いたします。

ただいま議題となっております本案は、総務産業常任委員会に付託した案件であります。

委員長より、委員会の審査報告が提出されておりますので、局長より朗読いたさせます。佐藤局長！

▶ 局長（佐藤 光昭 君）

朗読いたします。

付託陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記、1. 付託年月日、令和元年12月13日、2. 件名、陳情第1号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について、3. 審査の結果、採択、4. 審査意見、願意妥当、5. 処理方法、町長へ送付。

以上でございます。

▶ 議長（千葉 久 君）

局長の朗読が終わりました。

次に、委員長より審査計画の報告を求めます。

鎌倉委員長！

▶ 9番（鎌倉 和雄 君）

ただいま議題となっております陳情第1号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情につきましては、令和元年12月13日、第4回定例会において付託を受けたものであります。審査結果とその内容についてご報告を申し上げます。

この陳情は、株式会社サロベツカントリークラブ、代表取締役、鈴木講二氏によって提出され、本委員会において審査を行ってきたところであり、この陳情書の願意といたしますところは、経営を維持するために、経費の削減などの経営努力はしているものの、長引く不況や少子高齢化により、ゴルフ場及びスキー場利用者の減少や、ゴルフ場管理用機械の更新及びスキー場圧雪車の修繕に支出を要するなど、厳しい経営状況となっていることから、経営が安定するまでの間、年間200万円の施設賃借料を免除願いたいという陳情であります。

この陳情書の付託を受けました当、総務産業常任委員会といたしましては、2月14日に常任委員会を開催し、陳情書の願意とするところについて、提出者から説明を受け、各委員のご意見をいただきながら審査を進めてまいりました。その結果、本陳情については減少している利用者の対策として、行政や関係団体とともに連携し、さらなる経営努力を求めるとし、また、施設が運営されていくことによって、町の財産が維持管理されていることも鑑み、令和元年度分の施設賃貸料を全額減免することで、採択すべきものとの結論に達した次第であります。

附帯意見といたしましては、町は貸主としての責任において、単年度収支報告書を提出させ、経営状況の検証すること及びスキー場圧雪車等の大修繕については、双方十分に協議することを要望いたしまして、以上、委員長の報告といたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

委員長報告といたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

委員長報告が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

委員長の報告は採択であります。

委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

ここで、10分間休憩します。

（ペ ル）

（午前10時56分 休憩）

(ベ ル)

(午前11時 6分 再開)

▶ 議長 (千葉 久 君)

日程7、町長の提出議案の理由の説明に入ります。河田町長！

▶ 町長 (河田 誠一 君)

提出議案について申し上げます。

本日、招集の第1回豊富町議会定例会に提案申し上げます議案につきましては、豊富町障がい者福祉計画等策定委員会条例の条例制定議案が1件、豊富町課設置条例の一部を改正する条例外、条例改正議案が10件、公の施設に係る指定管理者の指定についてが2件、権利の放棄についてが2件、令和元年度豊富町一般会計並びに特別会計補正予算案が8件、令和2年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計予算が9件の合わせて32件をご提案申し上げます。

なお、内容につきましては、担当課長より、説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

▶ 議長 (千葉 久 君)

以上で町長の提出議案の理由の説明を終わります。

続いて議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

今定例会に提案された議案第9号から議案第14号及び議案第17号から議案第21号までの議案の朗読及び議案第22号から議案第29号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第14号及び議案第17号から議案第21号の朗読及び議案第22号から議案第29号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略することに決定しました。

日程8、議案第9号、豊富町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長 (山田 和孝 君)

それでは、議案第9号、豊富町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現在の総務課から財政係及び税務係を独立させ、財政課を新設し、総務課においては防災対策やまちづくり推進等を、財政課においては健全な財政運営や、収納対策の向上に向けるものでございます。

ご審議よろしくをお願い申し上げます。

▶ 議長 (千葉 久 君)

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程9、議案第10号、豊富町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。

山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第10号、豊富町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和2年度から会計年度任用職員の採用にあたり、サービスの宣誓に関する事項を定める必要があるため、追加するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第10号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程10、議案第11号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第11号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。平成31年度税制改正により、基礎課税額に係る課税限度額及び軽減判定の改正があったことから、本町においても、令和2年度より改正するものでございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第11号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程11、議案第12号、豊富町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第12号、豊富町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。関連する国の行政手続等における、情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことから、それに伴い町条例の一部改正を行うものでございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）



内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第12号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程12、議案第13号、豊富町障がい者福祉計画等策定委員会条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

▶ 町民課長（鈴木 充 君）

議案第13号、豊富町障がい者福祉計画等策定委員会条例についてご説明申し上げます。本条例につきましては、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画、障がい者基本法に基づく、障がい者計画、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉計画の策定に伴い、計画の策定及び調査並びに審議を行うことを目的に、策定委員会を設置及び運営するため、必要な事項を定めるものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第13号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程13、議案第14号、豊富町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

▶ 町民課長（鈴木 充 君）

議案第14号、豊富町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、交通安全指導員が非常勤の特別職から、会計年度任用職員に移行されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第14号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程14、議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、鎌倉議員が、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。（鎌倉議員、退席）

内容の説明を求めます。西村農林水産課長！

▶ 農林水産課長（西村 忠 君）

議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。豊富町ふれあい農園設置並びに管理に関する条例第16条に基づき、豊富町ふれあい農園の管理運営も指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条により、有限会社サロベツ夢楽を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これより議案の朗読をいたします。議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年3月9日提出、豊富町長、河田誠一、記、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町ふれあい農園、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ1183番11、2. 指定管理者となる団体等の名称、名称、有限会社サロベツ夢楽、代表者、代表、鎌倉和雄、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ1183番28、3. 指定期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3ヵ年）

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第15号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

暫時、休憩します。

（ベ ル）

（午前11時17分 休憩）

（ベ ル）

（午前11時18分 再開）

▶ 議長（千葉 久 君）

会議を再開します。

日程15、議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

▶ 商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。豊富町共同福祉施設設置条例第11条に基づき、豊富町共同福祉施設の管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、一般社団法人豊富町観光協会を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会での議決を求めるものでございます。

これより、議案の朗読をいたします。議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和2年3月9日提出、豊富町長、河田誠一、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町共同福祉施設、所在地、天塩郡豊富町字東豊富、2. 指定管理者となる団体等の名称、名称、一般社団法人豊富町観光協会、代表者、会長、鈴木講二、所在地、天塩郡豊富町字豊富東4条3丁目、3. 指定

期間、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2ヵ年）

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第16号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程16、議案第17号、豊富町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

▶ 商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第17号、豊富町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例改正の主な内容は、将来的に指定管理者による管理を可能とさせるための条文の追加、文字の修正並びに一部入浴料の改定を行うために、条例の一部を改正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第17号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程17、議案第18号、豊富町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

▶ 建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第18号、豊富町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例について、民法改正に伴う原状復旧に係る条文の見直し、認知症や知的障害を持つ入居者の収入申告義務の緩和について、民法改正が令和2年4月1日に施行されることから、改正を行うものでございます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第18号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程18、議案第19号、豊富町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。

能登屋建設課長！

▶ 建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第19号、豊富町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例について、民法改正に伴う原状復旧に係る条文の見直しが令和2年4月1日に施行されることから、改正を行うものでございます。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第19号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程19、議案第20号、語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。清水教育次長！

▶ 教育次長（清水 日出晃 君）

議案第20号、語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、外国語指導助手が特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行されることに伴い、文言等所要の規定の整備を行うものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第20号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程20、議案第21号、豊富町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。清水教育次長！

▶ 教育次長（清水 日出晃 君）

議案第21号、豊富町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例改正につきましては、最低賃金の改定に伴い、報酬を月額8万円から9万円に改めるもの、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、生涯学習推進アドバイザーが、特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行されることに伴い、文言等、所要の規定の整備を行うものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第21号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程21、議案第22号、令和元年度豊富町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第22号、令和元年度豊富町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをお開き願います。令和元年度豊富町一般会計補正予算は7回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ5,043万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ62億4,646万5,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第22号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程22、議案第23号、令和元年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第23号、令和元年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをお開き願います。令和元年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算は2回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ2,778万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ、5億7,650万8,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第23号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程23、議案第24号、令和元年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第24号、令和元年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをお開き願います。令和元年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は1回目でございます。総額に歳入歳出それぞれ158万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5,794万3,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第24号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程24、議案第25号、令和元年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。皆戸診療所事務長！

▶ 診療所事務長（皆戸 朋生 君）

議案第25号、令和元年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてご説明申し上げます。表紙をお開きください。令和元年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算については、5回目となります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,456万1,000円とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程25、議案第26号、令和元年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

▶ 建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第26号、令和元年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。表紙の次のページをお開き願います。令和元年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算は4回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ482万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億3,421万8,000円とするものでございます。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第26号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程26、議案第27号、令和元年度豊富町下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

▶ 建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第27号、令和元年度豊富町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。表紙の次のページをお開き願います。令和元年度豊富町下水道事業特別会計補正予算は4回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ29万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億9,034万3,000円とするものでございます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第27号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程27、議案第28号、令和元年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第28号、令和元年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。次のページをお開き願います。令和元年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算は4回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ51万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億8,457万1,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第28号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程28、議案第29号、令和元年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山田総務課長！

▶ 総務課長兼保健推進課長（山田 和孝 君）

議案第29号、令和元年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをお開き願います。令和元年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算は2回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、総額を

歳入歳出それぞれ1,618万8,000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

▶ 議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第29号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

お諮りします。

日程29、議案第30号、令和2年度豊富町一般会計予算についてから日程37、議案第38号、令和2年度豊富町ガス事業会計予算についてまでの、令和2年度豊富町一般会計並びに各特別会計及び公営企業会計予算について、予算決算常任委員会にこれを付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第30号から議案第38号までを予算決算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

日程38、議案第39号、権利の放棄についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

▶ 建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第39号、権利の放棄についてご説明いたします。

水道料金債権について債権の時効後長年経過したため、債権回収が著しく困難であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。議案第39号、権利の放棄について、下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和2年3月9日提出、豊富町長、河田誠一、記、1.放棄する権利、水道料金債権、2.放棄する債権額等、1、件数44件、2、債権額、784万5,664円、3.放棄の理由、債権の時効後長年経過したため、債権回収が著しく困難であるため、4.放棄の時期、議決の日。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第39号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程39、議案第40号、権利の放棄についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

▶ 建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第40号、権利の放棄についてご説明いたします。



町営住宅使用料及び駐車場使用料債権について、債権の時効後長年経過したため、債権回収が著しく困難であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。議案第40号、権利の放棄について、下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和2年3月9日提出、豊富町長、河田誠一、記、1.放棄する権利、町営住宅使用料及び駐車場使用料債権、2.放置する債権額等、1、件数10件、2、債権額、412万108円、3.放棄の理由、債権時効後長年経過したため、債権回収が著しく困難であるため、4.放棄の時期、議決の日。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

▶ 議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第40号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（べ ル）

（午前11時38分 散会）